

台風・大雪及び伝染病等による検定等試験中止に伴う 受験料の取り扱いについて

1 実施について

全商各種検定試験実施については、原則、全国同一日・同一時間一斉実施です。
(試験実施日の延期はできません。)

各地域において、台風の進路・通過状況、地域の地理条件・気象特性が異なるので、試験場校・分会場校における検定試験実施・中止の判断は、試験場校委員長の判断となります。

2 受験料の返金について

試験場校委員長（当該校校長）は、岡山県検定委員会と協議の上、試験場校委員長が検定試験を実施しないと判断した場合は、当該試験場校での受験申込者（該当者）の受験料を返金します。また、分会場校についても同様の取り扱いとします。なお、受験料の返金は学校感染症（※）及び自然災害に限ります。

※ 学校感染症とは、学校保健安全法施行規則 第十八条に定める感染症の種類とする。

★学校感染症の場合

- (1) 同一回の検定試験において、すべての検定試験を実施しない場合
- (2) 学級閉鎖・学年閉鎖又は学校閉鎖により検定試験を実施しない場合

★自然災害の場合

- (1) 同一回の検定試験において、すべての検定試験を実施しない場合
- (2) 急遽、各級・部門・科目の試験が実施できない場合

3 全商協会への連絡方法について

試験場校・分会場校で検定試験中止が生じた場合は、必ず当該検定試験日の8:30までに、試験場校委員長から岡山県検定委員会委員長（岡山東商業高校TEL 086-272-1237）へ御連絡ください。

ただし、自然災害により急遽、検定試験を実施できない場合に限り、実施しないことが決定次第、速やかに試験場校委員長から岡山県検定委員会委員長（岡山東商業高校）へ御連絡ください。

4 返金の方法について

試験場校並びに本部校は、検定日以降Webシステムにて「受験申込者数変更」の処理をしていただいてからの返金となります。

なお、返金は本部校経由で行います。

5 その他

- ・試験問題等は、検定試験当日まで厳重に保管し、検定試験終了後は試験場校でご利用ください。
- ・検定試験中止により試験場校で検定試験を一切実施しなかった場合、準備に要した費用については、岡山県検定委員会で負担します。
- ・試験場校・分会場校において、一部の検定試験を実施しなかった場合の経費の支出は、変更後の試験場校経費の範囲内とします。ただし、やむを得ず準備に要した費用について不足が生じた場合は、岡山県検定委員会で負担します。
- ・検定試験当日、試験場校・分会場校へ緊急連絡が必要となった場合は、本部校からTELもしくはFAXをしますので、8:00前後には連絡がつくよう準備をお願いいたします。

<担当>

岡山県立岡山東商業高等学校

商協書記 須田 めぐみ

TEL 086-272-1237

FAX 086-272-1230